

# 授業料無償化法が成立しても 私立高校の教育費負担は解消しない

大滝浩道

## 1 高校授業料無償化法の概要

この4月から高校授業料無償化法（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律）が成立しました。この法律によれば公立高校の場合は国が学校を運営する都道府県等に直接、授業料相当分（生徒一人当たり年間11万8千円）を交付します。したがつて各家庭からの授業料徴収はなくなり、保護者による免除申請の必要もなくなります。

一方、私立高校の場合も国からの支援金が直接各高校に入金しますが、授業料の減免を受ける保護者が学校に申請書を提出する必要があります。

私立高校の授業料の平均は年間約35万円程度といわ

れていますが、今年度から生徒一人に年額11万8千円が助成されます。

また年収250万円から350万円未満の世帯には1・5倍に相当する17万8200円、250万円未満の世帯には2倍に相当する23万7600円を上限として助成されることになります。

収入に応じた加算を受けるには所得を証明する書類の提出が求められます。文科省は支援金を差し引いた授業料を徴収するよう指導しています。

## 2 一方では県単独の

授業料補助額は大幅削減

ところで各都道府県では県単独事業として私立高校

## 授業料無償化法が成立しても私立高校の教育費負担は解消しない

生への授業料減免制度によつて授業料減免の支援をしてきましたが、高校授業料無償化法の成立にともなつて、県単独の授業料補助額を大幅に減額しました。

全国私立学校教職員組合（全国私教連）の今年3月時点での「2010年度各県予算案での授業料補助額の状況」によれば、33道県で削減されています。新潟県の場合は4億704万円（09年度）から1億34万円（今年度）に大幅に削減されました。削減率はマイナス75・3%にもなり、全国ワースト6位です。

今年度の新潟県の私立高校の平均授業料額は28万2280円です。これをもとに年収250～350万円の世帯の場合の授業料負担額を計算すると次のようになります。

平均授業料から国の助成額17万8200円を差し引いても10万4080円の負担が残ります。	また年収350万円以上の世帯の場合は11万8000円の助成のみですから、16万4280円の負担になります。
公立	中高6年間での学習費の総額
私立	694万3875円

※学習費とは学校教育費、給食費、学外活動費の合計  
実際に私立の学習費は公立の2・3倍になっています。  
高校授業料の無償化法が家計を支援するのではなく、  
自治体を支援することになりかねません。

この背景には国の2010年度予算案策定の段階で、都道府県が公立高校授業料を減免している分を地方交付税の算定から外していることに問題があります。

そればかりか県単独による授業料減免補助予算の大幅削減は、一部には特定扶養控除の縮減等によつて逆に負担増の出てくる世帯も考えられます。したがつて

公立と私立の教育費の格差は依然として残ります。これは高校授業料無償化法が公立高校では授業料不徴収なのに、私学の場合には国も自治体も減免を授業料の範囲を超えていないところに問題があるからです。

私立高校の入学金等の平均額は14万4000円ですが、こちらは県単独の助成が従来どおり3万5000円出ますが、それでも10万円以上の負担になります。  
文科省の「学校種別年間学習費調査」（06年度）子どもの学習費調査によれば学習費は以下のようになっています。

### 3 就学援助制度の利用者も増えています

生活に困っている家庭の小中学生の給食費や修学旅行費用等を援助する就学援助制度の利用者も増えています。総務省の08年度の調査では次のような数字になります。

要生活保護世帯	13万1032人
	(前年度比1,340人減)
準生活保護世帯	130万5099人
	(前年度比16,344人増)

計 143万6131人

(1万5004人増) 14%

この制度は生活保護世帯やそれに準ずる家庭の就学援助を目的とするものですが、総務省は就学援助金を一般財源としての一般交付税のなかに含めて交付しています。また①認定基準の厳格化、②援助項目の削減、③学用品費補助を出さないなど利用がしにくい状況になっていますが、そのなかでも年々増加していることに注目しなければなりません。

県内の利用者は3万2626人で利用率は16・5%で全国平均を上回っています。

### 4 生活保護世帯も増えています

厚生労働省の調査によれば、09年12月段階で生活保護費の受給世帯数は130万7445世帯（人数では181万1335人）に上つており過去最高です。前年同月比では14万7814世帯の増（20万4632人です）ですが、08年の5月から毎月増加をしています。

県内では1万2112世帯で前月同月比で1400世帯増加しています。  
家計の困難さはいくつかの施策にもかかわらず一向に改善されていません。

### 5 公私の教育費の格差は依然として残る

高校授業料減免制度の実施は、授業料の完全無料化に向けて確かに一步前進しました。しかし依然として公私の教育費の格差は残ります。

一層の取り組みの強化が急がれます。

（おおたき こうどう・所員）